

洲本市高齢者等の見守り・SOS ネットワーク

事前登録制度をご活用ください

事前登録制度とは：認知症等の病気により行方不明になる恐れのある方が、事前に本人の身体的特徴や連絡先、写真などを周りの人や協力機関に情報共有しておく制度です。

◆事前登録のメリット◆

- ①一人一人の状況に応じて、地域での見守りを行います。
ご本人がその人らしく暮らすことができる地域づくりにつながります。
- ②行方不明になった場合は依頼を受けて、速やかに警察や消防署、市役所等関係機関や家族が事前に登録している協力者に情報発信し発見活動を行います。
(登録があっても自動的に行方不明の発見活動をするものではありません)

* 認知症高齢者等の行方不明は突然起こります。

本人は混乱や動揺で、普段答えられることも答えられなくなったり、自分から助けを求めることができない場合があります。

* ご家族様によっては、急に搜索に必要な情報を求められても対応できない場合があります。

ご本人の直近の写真や身長、体重、身体的特徴など事前に準備しておくことで、スムーズな搜索活動につなげることができます。



◆日ごろからの備え◆

- ①近所やよく行くお店の人にちょっとした手助けをお願いしておきましょう。
(いつもと違う様子があったら連絡してほしい、「これからどこ行くの?」と声かけしてほしい等)
- ②年に1回は写真を撮りましょう(顔、全身)
- ③日々の金銭管理等に不安を感じたら、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用について相談してみましょう。

◆事前登録するには◆

洲本市地域包括支援センターへご連絡ください。 (☎26-3120)

*もし、行方が分からなくなったら、早めに洲本警察署へ連絡しましょう。

(☎22-0110)